再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成18年度）

別表1-1

非公開部分				実施機関の主張及び説明	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
589-1 【泉州分】固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（284）	3	固定内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■：泉佐野市）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	4	固定内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■■・貝塚市）			
	5	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■：岸和田市）			
	7	固定内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■：高石市）			
	8	固定内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■：泉佐野市）			
	11	固定内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■：高石市）			
	13	固定内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（泉大津市：■■■■）			
	14	固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（和泉市・■■■■）			
	15	固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（田尻町：■■■■■■）			
596-1 【泉州分】NOｘ総量規制・削減指導要綱に係るばい煙発生施設使用届出書（291）	1	固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱に係る届出（■■■■■■■　泉佐野市）			
	3	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■・高石市）			
	5	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■・高石市）			
	6	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■・高石市）			
	7	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（忠岡町・■■■■）			
	8	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■・高石市）			
	11	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■・高石市）			
	12	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■・貝塚市）			
593-1 【泉州分】SOｘ総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出書（288）	1	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■　泉佐野市）			**公開妥当** ○大阪府大気総量規制に係る使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	3	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■・高石市）			
	4	SOｘ総量規制に係るばい煙発生施設使用届出（忠岡町・■■■■）			
	6	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■・高石市）			
	7	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■・高石市）			
	8	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出書（■■■■■■■・泉佐野市）			
	9	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■・高石市）			
	11	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■・高石市）			
	12	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■・貝塚市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成19年度）

非公開部分				実施機関の主張及び説明	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
366-1　【泉州分】固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（446）	1	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■■■■・貝塚市）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■・泉大津市）			
	3	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■■■・泉大津市）			
	4	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■■■■■■■■・高石市）			
	5	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■・泉佐野市）	工事名		
	6	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■・和泉市）	法人名等		
	7	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（■■■■■■■■■■■・泉大津市）			
369-1　【泉州分】NOx総量規制・削減指導要綱に係るばい煙発生施設使用届出書（449）	1	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■・泉大津市）			
	2	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■・和泉市）			
	3	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■：泉佐野市）			
	4	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■：泉佐野市）	工事名		
	5	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■：高石市）	法人名等		
	6	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■：泉佐野市）			
	7	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■：高石市）			
	8	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■：泉南市）			
	9	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■：高石市）			
	10	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■：忠岡町）			
	11	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■：高石市）			
368-1　【泉州分】Soｘ総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出書（448）	1	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■■■・泉大津市）			**公開妥当** ○大阪府大気総量規制に係る使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■・和泉市）			
	3	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■）	工事名		
	4	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■・高石市）	法人名等		
	5	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■■■：泉佐野市）			
	6	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■・高石市）			
	7	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■・泉南市）			
	8	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■株式会社・高石市）			
	9	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■・忠岡町）			
	10	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■■■■■■■・高石市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成20年度）

非公開部分				実施機関の主張及び説明	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
356-1　【泉州分】固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出（539）	1	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■：高石市）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■：高石市）			
	3	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■：岸和田市）			
	4	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■・高石市）			
	6	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■：泉佐野市）			
	7	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出書（貝塚市・■■■■■■■■■■■）			
	8	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■：貝塚市）			
367-1　【泉州分】NOx総量規制・削減指導要綱に係るばい煙発生施設使用届出（550）	1	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■）			
	2	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■・高石市）			
	3	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■・泉南市）			
	5	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■・高石市）			
	6	窒素酸化物総量規制及び総量削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■・泉佐野市）			
362-1　【泉州分】SOx総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出（545）	1	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■■■■）			**公開妥当** ○大阪府大気総量規制に係る使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■■・高石市）			
	3	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■・泉南市）			
	5	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■・高石市）			
	6	硫黄酸化物総量規制に係る使用計画届出書（■■■■■■■・泉佐野市）			
349-1　【泉州分】産業廃棄物予測評価書（532）	1	産業廃棄物予測評価書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■・貝塚市）			**非公開妥当** ○産業廃棄物予測評価書の提出は、多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱に基づくものであり、強制力はなく、任意の協力により情報収集した内容である。非公開部分を公開すれば、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号に該当する。

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成21年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
254-1　国庫補助事業に係る達成状況報告（農政企画第１）（254）	3	平成20年度国庫補助事業実施状況報告書（■■■■■■■■）の送付について	法人名等	条例第８条第１項第１号に該当する。非公開部分には、法人の名称が記録されている。本件は補助金交付後の改善計画に基づく点検評価結果の送付であり、これを公にすることにより、当該法人の社会的評価の低下となるなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**公開妥当** ○補助金に係る報告書であり、国庫補助を受けた事実は、公的な性格の強い情報であるから「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められず、条例第8条第1項第1号適用不可である。
278-1　【泉州分】固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出（521）	1	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■／高石市）		当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	3	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■／泉南市）			
	4	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■・和泉市）			
	5	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■・忠岡町）			
	6	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■・泉南市）			
260-1　【泉州分】総量規制等に係る使用計画届出（503）	1	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■・高石市）			**公開妥当** ○総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■・高石市）			
	3	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■・高石市）			
	4	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■／貝塚市）			
	5	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■／岸和田市）			
	6	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■・泉南市）			
	7	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（泉佐野市・■■■■■■■■■■■■■）			
	8	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■・泉南市）			
	9	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■・和泉市）			
	10	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■／貝塚市）			
	11	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■・泉南市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成22年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
364-1　固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出（364）	1	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■）			
	3	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	4	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			
	5	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■／和泉市）			
	6	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■／和泉市）			
	7	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			
	8	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			
	9	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書（■■■■■■■■■■■■■／高石市）			
	10	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書［変更届出］（■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			
	11	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書「氏名等変更届］（■■■■■■■■／岸和田市）			
	12	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書［承継届］（■■■■■■■■■■■■■■■■■■／和泉市）			
355-1　総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出（355）	1	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■）			**公開妥当** ○総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■／貝塚市）			
	3	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／岸和田市）			
	4	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■／泉佐野市）			
	5	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	6	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			
	7	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			
	8	総量規制等に係る使用計画届書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	9	総量規制等に係る使用計画届書の受理（■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成23年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
183-1　固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出（183）	1	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【廃止届】（■■■■■／泉南市）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【氏名等変更届】（■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	3	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【変更届】（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／田尻町）			
	4	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【氏名等変更届】（■■■■■■■■■／貝塚市）			
	5	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【氏名等変更届】（■■■■■■■■／泉南市）			
	6	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【廃止届】（■■■■■■■■■■■■■■■■■／和泉市）			
	7	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に係る届出書の受理【設置届】（■■■■■■■■■■■■■／熊取町）			
174-1　総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出（174）	1	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			**公開妥当** ○総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出要綱は、既に廃止されており、同要綱により実施機関が左記届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			
	3	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■／田尻町）			
	4	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／岸和田市）			
	5	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■／泉南市）			
	6	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成24年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
166-1　固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱に基づく届出（166）	1	固定型内燃機関に係る届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■／田尻町）	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○左記の届出書は、左記の要綱により設置者が提出しなければならないものである。同要綱は平成24年に廃止されており、実施機関が同届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
157-1　総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出（157）	1	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／貝塚市）			**公開妥当** ○左記の届出書は、総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出要綱により設置者が提出しなければならないものである。同要綱は平成24年に廃止されており、実施機関が同届出を求めることはないため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）			
	3	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			
	4	総量規制等に係る使用計画届出書の受理（■■■■■■■■■■■■■／高石市）			

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成25年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
417-1その他事故報告書（417）	1	報告書の提出について（■■■■■■■■■■■■■■■／岬町）	工事名	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の1文字目から14文字目には法人名等が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号に該当しない。

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成27年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
344-1　青年等就農計画認定申請	1	青年等就農計画(熊取町　■■■■■■■)の認定について	代表者名	非公開部分には、農業を営む個人事業主の氏名が記載されている。青年等就農計画は、農業を営むに当たり今後融資を受けることを目的として、その前提となる計画認定を受けるものである。 よって、この氏名を公開することにより、今後当該個人事業主の資金調達等に支障がでるおそれがあり、当該個人事業主の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**非公開妥当** ○農業経営基盤強化促進法による認定新規就農者の計画書の審査結果に関する文書である。非公開部分には、農業を営む個人事業主の名前が記載されている。青年等就農計画は、農業を営むに当たり今後融資を受けることを目的として、その前提となる計画認定を受けるものである。よって、この名前を公開することにより、今後当該個人事業主の資金調達等に支障がでるおそれがあり、当該個人事業主の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第8条第1項第1号により非公開妥当である。
308-1　林地開発許可協議関係	8	■■■■■■■の森林法違反行為に対する改善措置勧告について	法人名	条例第8条第1項第1号に該当する。非公開部分には法人の名称が記録されている。本件は森林法に違反した行為者に対する行政指導に基づく任意の手続きであるため、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**非公開妥当** ○森林法に違反した行為者に対する行政指導であり、公にすることを想定されていない情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第8条第1項第１号により非公開妥当である。

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
234-1　特定粉じん排出等作業完了報告書	1	石綿排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／泉南市）	所在地	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分を公開すれば、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。
	2	特定粉じん排出等に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市）	工事名		**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から10文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	3	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の1文字目から14文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号に該当しない。
	4	特定粉じん排出等に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■／和泉市）			**公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であるが、非公開部分を公開しても発注者の特定ができないことから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれはなく、条例第8条第1項第4号の適用不可である。
	5	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から16文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号に該当しない。
	6	特定粉じん排出等に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■／泉佐野市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から７文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	7	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から14文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	8	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から33文字目には法人名及び法人名が類推される情報が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	9	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥**当 ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から27文字目には法人名及び法人名が類推される情報が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	10	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から33文字目には法人名及び法人名が類推される情報が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	11	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市）			**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から30文字目には法人名及び法人名が類推される情報が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	12	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■／和泉市）			**非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分を公開すれば、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
234-1　特定粉じん排出等作業完了報告書	13	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
234-1　特定粉じん排出等作業完了報告書	25	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
234-1　特定粉じん排出等作業完了報告書	38	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
234-1　特定粉じん排出等作業完了報告書	53	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■２－１配管点検のための保温脱着作業／高石市）	工事内容	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**一部非公開妥当** ○アスベストを含む建物を解体する際に提出を依頼する書類である特定粉じん排出等作業(届出対象)の完了報告は、根拠法令がなく、任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分の１文字目から16文字目には法人名が含まれており、この部分を公開すれば、法人が特定されることから、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号により非公開妥当である。一方、上記部分を除く工事内容を公開しても発注者等である法人の特定ができないことから、このようなおそれはないから、同号の適用不可である。
	54	特定粉じん排出等作業に係る完了報告書の受理（■■■■■■■■■■■■■■■■■■

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
31-1 非常勤雇用関係	37	報酬賃金支出命令伺（７月支給分　■■■）	名前	条例第９条第１号に該当する。非公開部分には、個人の氏名が記録されており、これは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。	**非公開妥当** ○非公開部分には、個人の名前が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第９条第１号により非公開妥当である。
	38	報酬賃金支出命令伺（８月支給分　■■■）			
	39	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■■）			
	40	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■■）			
	43	報酬賃金支出命令伺（７月支給分　■■■）			
	44	報酬賃金支出命令（８月支給分　■■■）			
	45	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■■）			
	46	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■■）			
	49	報酬賃金支出命令伺（７月支給分　■■）			
	50	報酬賃金支出命令伺（８月支給分　■■）			
	51	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■）			
	52	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■）			
	57	報酬賃金調定伺（７月支給分　■■■）			
	58	報酬賃金支出命令伺（７月支給分　■■■）			
	59	報酬賃金調定伺（８月支給分　■■■）			
	60	報酬賃金支出命令伺（８月支給分　■■■）			
	61	報酬賃金調定伺（９月支給分　■■■）			
	62	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■■）			
	63	報酬賃金調定伺（１０月支給分　■■■）			
	64	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■■）			
	76	報酬賃金支出命令伺（８月支給分　■■■）			
	77	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■■）			
	78	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■■）			
	79	報酬賃金支出命令伺（８月支給分　■■■）			
	80	報酬賃金支出命令伺（９月支給分　■■■）			
	81	報酬賃金支出命令伺（１０月支給分　■■■）			
	95	報酬賃金調定伺（１２月支給分　■■■■■■）			
	101	報酬賃金調定伺（１月支給分　■■■■■■）			
	103	報酬賃金調定伺（２月支給分　■■■■■■）			
	105	報酬賃金調定伺（３月支給分　■■■■■■）			
	113	健康保険料及び厚生年金保険料の払出命令（２月分）その２（■■■■■■■■■）			
154-1　林地開発許可協議関係	3	林地開発許可申請書（■■■■■■）にかかる申請書等の副申について	地名、法人名等	条例第8条第1項第1号に該当する。非公開部分には事業名、法人の名称が記録されている。本件は森林法に基づく開発行為許可の申請であり、現在進行中の開発計画に関する手続きであるため、公にすることにより当該法人の事業計画等が明らかになり、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**公開妥当** ○当該法人は開発許可を受けているが、大阪府都市計画法施行細則により、許可を受けた者は当該許可に係る開発区域内の見やすい場所に、許可を受けた法人名等を書いた開発許可標識を掲示しなければならないこととされている。よって、既に一般に公表されている情報であることから条例第8条第1項第1号の適用不可である。
	4	林地開発許可申請に係る意見照会について(伺い)［■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■］	工事名、法人名		
	5	林地開発許可申請（■■■■■■■■■■■■■■）について（副申）	地名、法人名等		
	6	林地開発許可事業者の代表者氏名等変更届出書(■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成28年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
232-１　総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出	1	窒素酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市)	法人名等	当該届出は任意の協力により提出されたものであり、公開することにより協力が得られなくおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当するものとして公開しない。	**公開妥当** ○大気汚染防止法第26条により、強制力を伴う必要な事項の報告のを求め、又は立入検査をすることができるため、公にすることとしても、事務の遂行に著しい支障は生じないことから、条例第8条第1項第4号適用不可である。
	2	窒素酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■／高石市)			
	3	窒素酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市)			
	4	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市)			
	5	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■／高石市)			
	6	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■■■／泉佐野市)			
	7	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■／泉佐野市)			
	8	硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用届出計画書の受領(■■■■■■■■■■■■■■■■■■／高石市)			
216-1　制度資金関係	4	経営改善資金計画書(熊取町　■■■)の審査結果について	代表者名	非公開部分には、農業を営む個人事業主の氏名が記載されている。経営改善資金計画書は、融資を受けた農業を営む個人事業主の今後の事業計画であって、この氏名を公開することにより、今後当該個人事業主の資金調達等に支障がでるおそれがあり、当該個人事業主の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**非公開妥当** ○農業を営む個人事業主の氏名が記載されている。経営改善資金計画書は、融資を受けた農業を営む個人事業主の今後の事業計画であって、この氏名を公開することにより、今後当該個人事業主の資金調達等に支障がでるおそれがあり、当該個人事業主の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから条例第8条第1項第1号により非公開妥当である。

再調査後も審査請求人の主張を争うもの（平成29年度）

非公開部分				実施機関が非公開とした理由	審査会の判断
簿冊名	No.	件名	内容		
26-1非常勤雇用関係	1	非常勤職員の雇用保険料調定伺（4月分■■）	名前	条例第９条第１号に該当する。非公開部分には、個人の氏名が記録されており、これは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。非常勤職員の氏名。	**非公開妥当** ○非公開部分には、個人の名前が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。
	5	非常勤職員の雇用保険料調定伺（６月分■■）			
	9	非常勤職員の雇用保険料調定伺（８月分■■）			
	11	非常勤職員の雇用保険料調定伺（９月分■■）			
	13	非常勤職員の雇用保険料調定伺（１０月分　■■）			
	15	非常勤職員の雇用保険料調定伺（５月支給分　■■■■■■）			
	17	非常勤職員の雇用保険料調定伺（６月支給分　■■■■■■）			
	19	非常勤職員の雇用保険料調定伺（６月支給分　■■■■■■）			
	21	非常勤職員の雇用保険料調定伺（８月支給分　■■■■■■）			
	23	非常勤職員の雇用保険料調定伺（９月支給分　■■■■■■）			
	25	非常勤職員の雇用保険料調定伺（１０月支給分　■■■■■■）			
	27	非常勤職員の雇用保険料調定伺（４月支給分　■■■■■■）			
	56	非常勤職員の雇用保険料調定伺（１１月支給分　■■■■■■■■■）			
178-1林地開発許可協議関係	3	林地開発許可申請書にかかる申請書等の副申について（■■■■■■■■■）	地名、法人名等	条例第8条第1項第1号に該当する。非公開部分には行為の所在地、法人の名称が記録されている。本件は森林法に基づく開発行為許可の申請であり、現在進行中の開発計画に関する手続きであることから、公にすることにより当該法人の事業計画等が明らかになり、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**公開妥当** ○大阪府都市計画法施行細則により、開発許可を受けた者は、当該許可に係る開発区域内の見やすい場所に、許可を受けた法人名当を書いた開発許可標識を掲示しなければならないこととされているから既に一般に公表されている情報であることから条例第8条第1項第1号の適用不可である。
	4	林地開発許可申請にかかる意見照会について（■■■■■■■■■■）	法人名等		
	9	近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条第1項に係る届出に対する是正協議書について（■■■■■■■■）		条例第8条第1項第1号に該当する。非公開部分には法人の名称が記録されている。本件は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反した行為者に対する行政指導に基づく任意の手続きであり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	**非公開妥当** ○近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反した行為者に対する行政指導であり、公にすることを想定されていない情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第8条第1項第１号により非公開妥当である。
	10	近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく改善措置について（勧告）（■■■■■）			
166-1保安林関係	3	保安林内間伐届書（■■■■■）	氏名	条例第9条第1号に該当する。非公開部分には個人の氏名が記録されており、これは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。	**公開妥当** ○保安林はその指定を受ける時に地番等が公示される情報であるから、誰もが閲覧できる情報である。地番が分かれば、土地所有者名は、法務局で登記情報として閲覧可能であるため公開妥当である。
	4	保安林内間伐届書（■■■■■）			
	5	保安林内間伐届出書（■■■■■■■■■■■■■）（貝塚市）	法人名等	条例第8条第1項第1号に該当する。法人の名称が記録されており、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。	
	6	保安林内間伐届出書（■■■■■■■■■■■■■）（泉佐野市）			
9-1一般職非常勤任用関係	1	一般職非常勤職員任用伺（農業総務費：報酬：■■■）	名前	条例第９条第１号に該当する。非公開部分には、個人の氏名記録されており、これは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。	**非公開妥当** ○非公開部分には、個人の名前が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。
	2	一般職非常勤職員任用伺（森林整備保全費：賃金：■■■）			
	3	一般職非常勤職員任用伺（農業総務費：賃金：■■■■■■■）			
	5	一般職非常勤職員任用伺（一般管理費：賃金：■■■■■■■■■■■）			